

第3回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和6年度第3回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和6年12月17日（火） 午後3時～午後4時10分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員、谷川委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
都市整備局営繕部長（兼）営繕課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（公開）

- ア 工事の発注状況について
- イ 低入札価格調査制度の運用状況について
- ウ 指名停止措置等の運用状況について
- エ 苦情処理の運用状況について
- オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオまでについて、取りまとめて報告等を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。

(2) 抽出事案の審議（公開）

- ア 広島市民球場座席・スタンド防水改修工事（Ⅲ期）（条件付き一般競争入札）
- イ 本庁舎便所等改修工事（条件付き一般競争入札）
- ウ 中央図書館等移転整備その他工事（その2）（随意契約）

(2)のアからウまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。

(3) 令和6年度第4回審議会での説明を受ける工事の抽出について

次回の審議会での審議する事案の抽出は、田村会長が担当することとなった。

(4) 次回の審議会開催日程について

調整の結果、3月21日午前10時から、本庁舎14階第7会議室で行うこととなった。

7 傍聴人の人数

傍聴者 なし

8 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

ア～オ 質疑なし

(2) 抽出事案の審議

ア 広島市民球場座席・スタンド防水改修工事（Ⅲ期）（条件付き一般競争入札）

Q 1 当該工事は第Ⅲ期目ということだが、低入札となったのは何故なのか。

A 1 下請業者の協力、これまでの施工実績から施工手順も把握していること等を踏まえて入札金額に反映した結果である。

Q 2 I期、Ⅱ期の落札業者と当該工事の落札者は同一業者か。

A 2 同一である。

Q 3 I期、Ⅱ期の実績を加味しているということか。

A 3 I期、Ⅱ期の工事实績を評価して落札者に決定したということではなく、あくまで落札業者が過去の実績を元に、入札金額に反映した結果、落札業者として決定されたものである。

イ 本庁舎便所等改修工事（条件付き一般競争入札）

Q 1 当該案件は1社応札で低入札となっているが、応札可能業者数は何者程度いると想定していたのか。

A 1 共同企業体の代表者になる資格がある会社は93者、構成員となる資格がある会社は27者、単体企業で入札可能な業者は9者を見込んでいた。

Q 2 応札可能業者数に対して、1社応札となった理由はどのようなことが考えられるか。

A 2 考えられる要因としては、公務を平行しながら工事を行う必要があるため、調整事項が多く、工期も3年度にまたがる長い工期になっていること。現場環境も複雑で安全対策や騒音対策等、考慮が必要な事項が多いことなどが考えられる。

Q 3 応札が少なかった場合に、業者に対しヒアリングなどは行うのか。

A 3 応札をしなかった業者に対し、ヒアリング等を行っていない。

Q 4 低入札となっているが、どういった要因で価格を抑えているのか。

A 4 下請業者からの協力をはじめ、最小限の費用を計上し、諸経費の削減を行った結果、利益を確保しながら適正な工事を行うことができたとされたものである。

ウ 中央図書館等移転整備その他工事（その2）（随意契約）

Q 1 現在進められている広島駅の工事と同時期に行うことにより、費用は増大するのか。

A 1 工事を行う時間帯等の各種調整事項や、昨今の建築資材の高騰による費用の増大は加味して積算は行っている。

Q 2 例えば図書館部分の本棚などはメーカー指定があれば価格に影響があるのではないかとと思うが、そういったことはあるか。

A 2 仕様については図面に記載しているが、メーカーの指定などは行っていない。

- Q 3 随意契約を行う理由の中で、周辺工事との調整が必要と記載があるが、周辺工事を行っているのが当該工事の落札者と同一業者であるのであれば、それを念頭においたものと考えられるのではないか。
- A 3 業者選定方法は、公募型プロポーザルということで、他の業者にも十分応札機会があったものと考えている。周辺工事を行っているのがどの事業者であっても周辺工事との調整は必要になってくるため、これらについて技術提案を求める公募型プロポーザル方式を採用し、優れた技術提案をした業者と特命随意契約という契約方式をとっているものである。